

一般消費者向けの袋詰め玄米・精米を販売している方へ
玄米・精米の表示ルールが変更になりました。

令和2年3月に食品表示基準が改正され、玄米・精米については、令和4年3月末までに表示を見直しする必要があります。

【変更の概要】

- ・玄米：「調製年月日」としていた箇所が「調製時期」になりました。
- ・精米：「精米年月日」としていた箇所が「精米時期」になりました。

これに伴い、従来、調製年月日（又は精米年月日）欄には、具体的な年月日を表示することとしていましたが、「年月日」に加えて、「年月旬（上旬／中旬／下旬）」表示もできるようになりました。

※調製時期又は精米時期の異なるものを混合したものにあっては、最も古い調製時期又は精米時期を表示します。

（ 表示例 精米時期 令和2年4月上旬 又は
精米時期 令和2年4月1日 ）

新たな表示様式（下線部は説明のために付けたものです）

名称				
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
内容量				
<u>精米時期</u>				
販売者				

※1 単一原料米にあっては、使用割合の事項を削除します。

※2 玄米にあっては、「精米時期」を「調製時期」とします。

※3 表示を行う者が精米工場の場合は、「販売者」を「精米工場」とします。

表示の相談窓口

[部署名]	[電話番号]	[担当地域]
東青地域県民局 地域農林水産部	017-734-9961	青森市、東津軽郡
中南地域県民局 地域農林水産部	0172-33-2902	弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡、中津軽郡
三八地域県民局 地域農林水産部	0178-23-3794	八戸市、三戸郡
西北地域県民局 地域農林水産部	0173-34-2111 (内線236)	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
上北地域県民局 地域農林水産部	0176-23-4281	十和田市、三沢市、上北郡
下北地域県民局 地域農林水産部	0175-22-2685	むつ市、下北郡
農林水産部 食の安全・安心推進課	017-734-9351	県内全域

令和2年4月発行 このチラシに関するお問い合わせは

青森県食の安全・安心推進課 017-734-9351